

南あわじ市 平成 22 年度 事務事業評価シート 新規 継続
(団 体 用)

I 基本事項

| | | | |
|-------------------|---|--|-------------------|
| | | 整理番号 | 689 |
| 事業名 | 農地・水・環境保全推進協議会負担金 | 予算科目 | 会計 一般会計・1 |
| 担当部課名 | 農業振興部 農地整備課 | | 款 農林水産業費・6款 |
| 電話 | 0799 - 43 - 5026 | | 項 農業費・1項 |
| 事業分類 | <input type="checkbox"/> 義務的(法定)事務 | 法的根拠 (法令、条例、要綱等) | 農地・水・環境保全向上対策実施要綱 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 任意的(自治)事務 | | |
| 南あわじ市総合計画 施策体系 | まちづくりの柱 | 職 食 づくり 夢あふれ 働く場を生み出すまちづくり | |
| | まちづくりの目標 | ふやさなか 食づくりの担い手【農漁業】 | |
| | 施策目標 | 食づくりの源である豊穰の大地と海を守り、農業や漁業に携わる市民(若者、女性、元気な高齢者層など)を育てる | |

II Plan&Do (計画・事業内容、団体内容、投入資源)

| | | | | |
|-----------------------|------------|--|---|--|
| 団 体 の 概 要 | 団体の活動目的 | (対象者をどのような状態になってもらいたいのか、事業を実施する「本来の目的」を記入) 農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や農業の多面的機能を発揮させるための基盤となる社会共通資本であるが、近年、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農業者だけでは資源の適切な保安全管理が困難となりつつある。 このため、農業者を中心に地域住民や都市住民も含めた多様な主体が参加する活動組織を設立し、資源の適切な保安全管理に加え、生産資源や環境資源としての保安全管理向上活動を実施することに対して支援し、農地や農業用水等の地域資源の良好な保安全管理と質的向上を図ることを目的としている。 | | |
| | 団体の活動内容 | (主な事業、具体的な活動内容等) 活動組織への事業の推進・指導・普及啓発 活動組織への活動支援交付金の交付事務 その他、事業を実施する上で必要な業務 | | |
| | 団体の概要 | (どのような人が団体の構成員となっているか、構成員の内訳等) 会員は、農地・水・環境保全向上対策に取り組む活動組織の所在する地方公共団体及び関係農業者団体をもって構成する(兵庫県下では県民局単位。構成団体は県、県土連、市、農協)。 | | |
| | | 事務局の所在 (直接事務執行部署) | <input checked="" type="checkbox"/> 補助団体 <input type="checkbox"/> 市役所 | <input type="checkbox"/> 市単位 () <input type="checkbox"/> 旧町単位 () <input type="checkbox"/> 旧村単位 () |
| | 補助金算出根拠 | 地域ぐるみで効果の高い共同活動に取り組む組織に対して、協定で位置付けられた農用地10aにつき田4,400円、畑2,800円、草地400円の支援交付金を交付する。団体は交付金の負担割合(国50%、県25%、市25%)に基づき国県市から負担金を徴収し、活動組織に交付する。 (農地・水・環境保全向上対策実施要綱(別紙1)第4の5より) | | |
| | 補助交付期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 平成 19 年度 ~ 平成 23 年度 <input type="checkbox"/> 設定なし | | |
| | 合併協議事務調整内容 | (合併前における事業実施団体と合併時における事務調整経緯) <input type="checkbox"/> 旧緑町 <input type="checkbox"/> 旧西淡町 <input type="checkbox"/> 旧三原町 <input type="checkbox"/> 旧南淡町 <input type="checkbox"/> 旧広域事務組合 <input checked="" type="checkbox"/> 新市から 農地・水・環境保全向上対策は平成19年度より新たに始まった事業である。 事業実施の要件として「地域協議会が事業主体となり活動組織へ支援交付金を交付すること」とあることから、地域協議会なくしてはこの事業を行うことは不可能である。なお、他府県では市町単位で地域協議会を設立しているところもあるが、地域協議会の運営や交付金交付事務等に手間がかかることから、現在兵庫県下で行われている県民局単位の体制が最善といえる。 | | |

| | | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|
| 資源配分 (インプット) | 直接事業費 (千円) | 116,273 | 119,959 | 122,194 | 122,298 | 122,298 |
| | 淡路地域農地・水・環境保全推進協議会負担金 | 116,273 | 119,959 | 122,194 | 122,298 | 122,298 |
| | 事務局事務費(市が事務局の場合) | | | | | |
| | 財 源 (千円) | | | | | |
| | 国 | 58,137 | 59,979 | 61,097 | 61,149 | 61,149 |
| | 県 | 29,068 | 29,990 | 30,548 | 30,575 | 30,575 |
| | 起債 | | | | | |
| | その他 | | | | | |
| | 一般財源[A] | 29,068 | 29,990 | 30,549 | 30,574 | 30,574 |
| | 人件費(正規職員)[B] (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 平均人件費(1日当り) | 30.1 | 27.9 | 28.2 | 27.4 | 27.4 |
| | 事業量1(事業に要した日数) | | | | | |
| | 事業量2(事業に要した人数) | | | | | |
| | 年間経費([A]+[B]) | 29,068 | 29,990 | 30,549 | 30,574 | 30,574 |
| | 「目的」対象人数1人当り経費 (円) | - | - | - | - | - |
| 経費に関する 補足説明 | 活動取組み面積の増加に伴って、年度ごとの交付金(負担金)も増加している。 (平成19年度2,667ha、平成20年度2,756ha、平成21年度～平成23年度2,805ha) 平成21年度まで決算額。平成22年度以降当初予算額。 | | | | | |

Ⅲ Check (事業の自己評価・一次評価)

| | | | | | |
|-------|--|---------------------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------------------|
| 費用対効果 | (費用対効果の分析、問題点・課題などを記入。) 事業の主目的である、地域において農地や農業用水等の資源の良好で適切な保全管理を行い質的向上を図るといことについてはほぼ目標どおり進んでいるといえる。 ただ、非農業者の参加という点では、農業者が大多数を占める本市においては若干効果が薄いといわざるを得ない。それでも自治会を中心に多数の非農業者の参画を得て活動は順調に進んでいる。 | | | | 自己評価 (5点評価) |
| | | | | | 4 |
| 必要性 | 公共性の高低 | <input checked="" type="checkbox"/> 高 | <input type="checkbox"/> 中 | <input type="checkbox"/> 低 | 自己評価 (5点評価) |
| | (公共性、市民ニーズ、緊急性などを分析、問題点・課題などを記入。) 過疎化や高齢化などにより農業者だけでは農地や農業用水等の資源の管理ができなくなってきている現在、地元住民が一体となって地域の共通資源である農地や農業用水を守っていくという行為は、これからの社会において必然的ともいえる。これらの活動の手助けとなる本事業は、我が国の農政だけでなく農村集落全体を守っていくという、より大きな役目を果たしている。 また、本事業を実施することで水路や農道などの早期補修が行われるようになり、他事業による大規模補修の回数が減るとい効果も見られる。 | | | | |
| 総合評価 | 自己評価をふまえた現状分析 農地や農業用水などの資源の適切な保全、長寿命化を図るとい点では非常に効果の高い事業である。 また、従来の事業ではできなかった水路や農道などの小規模な補修も補助対象となるので、より多くの状況で交付金の恩恵を受けることができる。 客観的に見れば、これらの活動により遊休農地が減少し、田畑や水路敷へ花が植えられるなど、事業実施前に比べ農村景観は確実に良くなっており、人々の心にゆとりや安らぎを与えている。 | | | | <p>評価グラフ</p> <p>費用対効果 必要性</p> |
| | | | | | |

IV Action&Plan (改善・改革の内容及び次年度以降の計画)

| | 平成23年度にできる改善・改革 | 平成24年度以降にできる中期的な改善・改革 |
|------------------------------|--|--|
| 今後の方向性とその理由 | <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> 事務局変更 <input type="checkbox"/> 手法見直し <input type="checkbox"/> 予算充実 <input type="checkbox"/> 予算削減 | <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> 事務局変更 <input checked="" type="checkbox"/> 手法見直し <input type="checkbox"/> 予算充実 <input type="checkbox"/> 予算削減 |
| | <p>ある程度の期間継続して活動を行うことで効果の発生する事業であり、活動が定着するまでは継続して支援していくべきである。(事業要件の中でも5年継続して活動を行う組織に支援するとある)</p> | <p>平成23年度で事業は一旦終了となるが、所管省庁である農林水産省では現在事業継続に向けて検証中である。 もし継続となると事業実施要件も変更となる可能性があることから、事業要件に合致した、より効果的な方法を検討する必要がある。</p> |
| (現状維持以外の改善方法) | | <p>事業実施要件等の変更に伴い、取組み内容・取組み面積などの再検証を行う。</p> |
| 改善によって期待される効果 (現状維持以外の場合) | | <p>事業効果の低い活動組織については、より効果の見込める方向へ導いていく。</p> |
| (現状維持の場合も記入) | <p>仮に補助金、交付金を廃止した場合に予測される影響(プラス面、マイナス面)</p> <p>プラス面としては、交付金を廃止した分の予算の削減は可能である。 しかし長い目で見ると、この事業を実施することで早期補修が行われてきた水路や農道などは、修理する費用がないため放置され、かえって被害が大きくなってからの補修となり、別事業にて対応しなければならないなど経費がかさむことがある。 また、5年以上継続して活動することを条件に交付金が支払われる事業なので、事業途中での廃止は地元の理解が得られない上、これまで受領した交付金を過去に遡ってすべて返還しなければならないなどの問題がある。</p> | |